

露店等の火災予防に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市火災予防条例（昭和48年船橋市条例第23号。以下「条例」という。）、船橋市火災予防条例施行規則（昭和48年規則第41号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、露店等の火災予防に関する指導等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 「露店等」とは、条例第42条の3第1項第3号に規定する露店等をいう
- (2) 「対象火気器具等」とは、条例第42条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。
- (3) 「主催者」とは、催しを主催する者をいう。
- (4) 「露店等の関係者」とは、露店等の開設者及び従事者をいう。

(届出)

第3条 条例第45条第6号の規定による届出（以下「開設届」という。）は、その都度届け出るよう指導するものとする。

2 開設届は、次に定める事項について、関係図面等により確認するものとする。

- (1) 催し会場の所在地及び全体の配置
- (2) 対象火気器具等を使用する露店等の数及び位置
- (3) 対象火気器具等の種類及び数量
- (4) 発電機の数量
- (5) 燃料の種類、保有量及び保管場所
- (6) 消火器の準備

3 開設届は、正本及び副本を受理する。この場合においては、受付印を押印し露店等の開設届出書受付簿（第1号様式）に記載するとともに、正本は露店等の開設届出書綴に編冊し、副本は、自主点検表（別表）を添付して返却するものとする。

(開設場所)

第4条 次に定める場所には、露店等を開設しないよう指導するものとする。

- (1) 消火栓、防火水槽の投入口若しくは採水口又は消防用機械器具庫の出入口から5メートル以内の場所
- (2) 消防自動車等の進入路等の付近
- (3) 防火対象物からの避難に支障を及ぼすおそれのある場所

(受理時の指導)

第5条 開設届を受理したときは、次条から第16条までに定める火災予防上の指導を行うとともに、自主点検表等を使用して露店等の安全を確保するよう指導するものとする。

(自主防火管理体制)

第6条 開設届の届出者に対し、露店等の開設時における自主防火管理体制の確保のために、次に定める事項について指導するものとする。

- (1) 消火器の取扱方法等
- (2) 露店等における火気及び危険物の取扱いについての適正管理
- (3) 火災等が発生した場合における有効な避難経路の確保及び消火、通報、避難体制の確立

(消火器の準備)

第7条 対象火気器具等を使用する露店等に対しては、原則6型以上の対象火気器具等の種別その他周囲の可燃物等の消火に適応される消火器(以下「消火器」という。)を各露店等に1本以上準備するよう指導するものとする。ただし、雑踏が生じるおそれの少ない催しで消火器を容易に使用できる場合は、対象火気器具等の使用実態に応じ、複数の露店等に対して、一の消火器に至る歩行距離が20メートル以下ごとに2本の配置とすることができる。

2 開設届の届出者に対し、露店等に準備する消火器は、あらかじめ点検し、腐食しているもの、安全栓が抜けているもの及び経年劣化したものについては取り替えるよう指導するものとする。

(対象火気器具等)

第8条 対象火気器具等を使用する露店等に対しては、当該対象火気器具等の取扱説明書の記載内容に基づき使用をするよう指導するものとする。

(液化石油ガスボンベの取扱い)

第9条 液化石油ガスボンベ(以下「ボンベ」という。)を使用する露店等に対しては、次に定める事項について指導するものとする。

- (1) ボンベは、直射日光を避け、常に摂氏40度以下で使用する。
- (2) 安全弁が作動しなくなるので、横置きにしないこと。
- (3) 鎖等で転倒防止の措置を講じ、露店等の関係者以外の者がみだりに近づかない安全な場所に設置すること。
- (4) 1日の営業に必要な本数だけを配置し、1本当たりの容量は50キログラム未満とすること。
- (5) 器具及びゴム製のホースは、専用のもを使用すること。
- (6) ゴム製のホースは、ひび割れ等を点検し、劣化したものは使用しないこととし、使用する際は、5メートル以内の適正な長さのものを使用し、ホースバンドその他これに類するもので締め付けること。
- (7) ゴム製のホースは、継手などの器具を用いて接続しないこと。
- (8) 液化石油ガスは、空気より重く低所に滞留するおそれがあるため、屋外であってもガス漏れには十分注意すること。

(カセットこんろの取扱い)

第10条 カセットこんろを使用する露店等に対しては、次に定める事項につい

て指導するものとする。

- (1) カセットボンベの装着部分を覆う調理器具は、カセットボンベが過熱され、爆発するおそれがあるので使用しないこと。
- (2) カセットボンベは、取扱説明書の表示のとおり、正しく装着すること。
- (3) カセットボンベは、直射日光及び火気等の近くを避け、内圧が上昇しない場所に保管し、常に摂氏40度以下で使用するこゝと。

(まき、炭等の取扱い)

第11条 まき、炭等を使用する露店等に対しては、次に定める事項について指導するものとする。

- (1) 開設中は火の粉の飛散に注意するとともに、火気付近を常に整理整頓し、その場を離れないこと。
- (2) 終了後の残火及び取灰の後始末は完全に行い、取灰などをみだりに捨てないこと。

(電気を熱源とする器具の取扱い)

第12条 電気器具を使用する露店等に対しては、次に定める事項について指導するものとする。

- (1) たこ足配線を避け、電気配線の許容電流を守ること。
- (2) コンセントの接続部分及び電気配線に照明器具等の荷重が掛からないようにすること。
- (3) 電気器具、コンセント等を屋外で使用する場合は、屋外用の延長コード等を使用すること。

(発電機の取扱い)

第13条 発電機を使用する露店等に対しては、次に定める事項について指導するものとする。

- (1) 事前に燃料を十分に給油すること。
- (2) 可燃性ガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。
- (3) 安定した平らな場所で使用すること。
- (4) 雨などの水が掛からない場所で使用すること。
- (5) 燃料漏れがないことを確認した後に使用すること。
- (6) 発電機の排気が、携行缶、ボンベ及び可燃性の物品に当たらないようにすること。
- (7) 発電機を稼働したまま移動させないこと。
- (8) 燃料の補給が必要になったときは、発電機を停止させ、風通しが良く、第2号に規定する場所で、周囲に人がいないこと及び火気の使用がないことを確認したうえで行うこと。
- (9) 燃料を補給するときは、漏洩し、あふれ、又は飛散させないように注意すること。
- (10) 燃料が漏洩したときは、きれいに拭き取り、乾かしてから使用すること。

(1) 取扱説明書をよく読み、記載内容のとおりを使用すること。

(危険物の取扱い)

第14条 危険物を使用する露店等に対しては、次に定める事項について指導するものとする。

- (1) 危険物の保管は、指定数量の5分の1未満の必要最小限の量とすること。
- (2) 危険物の保管は、法令に適合した携行缶等の容器を用いることとし、容器に破損、腐食、裂け目等がないか確認すること。
- (3) 携行缶等の容器は、直射日光及び火気等の近くを避け、温度や内圧が上昇しないようにすること。
- (4) 携行缶のキャップを開ける前には、圧力調整弁等を操作して減圧すること。ただし、既に直射日光等により高温になっている場合は、摂氏40度以下に温度が下がるまで減圧作業等の操作はしないこと。

(がん具用煙火の取扱い)

第15条 がん具用煙火を販売する露店等に対しては、たばこ等の火で容易に着火しないよう指導するものとする。

(放火防止対策等)

第16条 2日以上連続して露店等が開設される場合は、次に定める事項について指導するものとする。

- (1) 夜間等で無人となるときは、ボンベその他の燃料は持ち帰ること。
- (2) 可燃物の持ち帰り、パトロール等の放火防止対策を講じること。

(現地指導)

第17条 対象火気器具等を使用する露店等が開設される場合にあつては、露店等の開設後、速やかに主催者又は露店等の関係者に対し、第6条から前条までに定める事項について、現地指導を行うものとする。

2 開設届がされていない対象火気器具等を使用する露店等を発見したときは、主催者又は露店等の関係者に対して、条例、規則及び要綱に基づき指導するものとする。

(現地指導の要請)

第18条 開設届を要しない催しについて主催者から指導等の要請があつた場合は、現地指導を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

自主点検表

(液体燃料を使用する器具) 条例第 18 条関係	根拠法令	確認
消火栓、防火水槽の投入口若しくは採水口又は消防用機械器具庫の出入口から 5 メートル以内に開設しないこと。	要綱第 4 条第 1 号	
消防自動車等の進入路等の付近に開設しないこと。	要綱第 4 条第 2 号	
防火対象物からの避難に支障を及ぼすおそれのある場所に開設しないこと。	要綱第 4 条第 3 号	
消火器の準備をして、使用方法を確認すること。	条例第 18 条第 1 項 第 9 号の 2	
可燃物からコンロ端までの距離（水平 15 cm 以上、上 1 m 以上）を確保すること。	条例第 18 条第 1 項 第 1 号	
可燃性のガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。	条例第 18 条第 1 項 第 2 号	
地震等により容易に可燃物が落下するおそれのない場所で使用すること。	条例第 18 条第 1 項 第 3 号	
地震等により容易に転倒又は落下するおそれのないような状態で使用すること。	条例第 18 条第 1 項 第 4 号	
不燃性の床上又は台上で使用すること。	条例第 18 条第 1 項 第 5 号	
故障し、又は破損したものを使用しないこと。	条例第 18 条第 1 項 第 6 号	
本来の使用目的以外に使用する等不適當な使用をしないこと。	条例第 18 条第 1 項 第 7 号	
本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。	条例第 18 条第 1 項 第 8 号	
器具の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。	条例第 18 条第 1 項 第 9 号	
燃料漏れがないことを確認してから点火すること。	条例第 18 条第 1 項 第 10 号	
使用中は、器具を移動させ、又は燃料を補給しないこと。	条例第 18 条第 1 項 第 11 号	
漏れ、又はあふれた燃料を受けるための皿を設けること。	条例第 18 条第 1 項 第 12 号	
器具の点検及び整備を行い、火災予防上有効に保持すること。	条例第 18 条第 1 項 第 13 号	
2 日以上連続して露店等が開設される場合で、夜間等で無人となるときは、ボンベその他の燃料は持ち帰ること。	要綱第 16 条第 1 号	
2 日以上連続して露店等が開設される場合は、可燃物の持ち帰り、パトロールなどの放火防止対策を講じること。	要綱第 16 条第 2 号	

自主点検表

(固体燃料を使用する器具) 条例第 19 条関係	根拠法令	確認
消火栓、防火水槽の投入口若しくは採水口又は消防用機械器具庫の出入口から 5 メートル以内に開設しないこと。	要綱第 4 条第 1 号	
消防自動車等の進入路等の付近に開設しないこと。	要綱第 4 条第 2 号	
防火対象物からの避難に支障を及ぼすおそれのある場所に開設しないこと。	要綱第 4 条第 3 号	
消火器の準備をして、使用方法を確認すること。	条例第 18 条第 1 項第 9 号の 2	
可燃物からコンロ端までの距離（水平 30 cm 以上、上 1 m 以上）を確保すること。	条例第 18 条第 1 項第 1 号	
可燃性のガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。	条例第 18 条第 1 項第 2 号	
地震等により容易に可燃物が落下するおそれのない場所で使用すること。	条例第 18 条第 1 項第 3 号	
地震等により容易に転倒又は落下するおそれのないような状態で使用すること。	条例第 18 条第 1 項第 4 号	
不燃性の床上又は台上で使用すること。	条例第 18 条第 1 項第 5 号	
故障し、又は破損したものを使用しないこと。	条例第 18 条第 1 項第 6 号	
本来の使用目的以外に使用する等不適當な使用をしないこと。	条例第 18 条第 1 項第 7 号	
器具の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。	条例第 18 条第 1 項第 9 号	
開設中は火気付近を常に整理整頓し、その場を離れないこと。	要綱第 11 条第 1 号	
終了後の残火及び取灰の後始末は完全に行い、取灰などをみだりに捨てないこと。	要綱第 11 条第 2 号	
2 日以上連続して露店等が開設される場合で、夜間等で無人となるときは、ボンベその他の燃料は持ち帰ること。	要綱第 16 条第 1 号	
2 日以上連続して露店等が開設される場合は、可燃物の持ち帰り、パトロールなどの放火防止対策を講じること。	要綱第 16 条第 2 号	

別表(その3)

自主点検表

(気体燃料を使用する器具) 条例第 20 条関係	根拠法令	確認
消火栓、防火水槽の投入口若しくは採水口又は消防用機械器具庫の出入口から 5 メートル以内に開設しないこと。	要綱第 4 条第 1 号	
消防自動車等の進入路等の付近に開設しないこと。	要綱第 4 条第 2 号	
防火対象物からの避難に支障を及ぼすおそれのある場所に開設しないこと。	要綱第 4 条第 3 号	
消火器の準備をして、使用方法を確認すること。	条例第 18 条第 1 項 第 9 号の 2	
気体燃料を使用する器具に接続する金属管以外の管は、その器具に応じた適当な長さで使用すること。(ゴム製のホースは 5m 以内の適正な長さ)	条例第 20 条第 1 項	
可燃物からコンロ端までの距離 (水平 15 cm 以上、上 1 m 以上) を確保すること。	条例第 18 条第 1 項 第 1 号	
可燃性のガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。	条例第 18 条第 1 項 第 2 号	
地震等により容易に可燃物が落下するおそれのない場所で使用すること。	条例第 18 条第 1 項 第 3 号	
地震等により容易に転倒又は落下するおそれのないような状態で使用すること。	条例第 18 条第 1 項 第 4 号	
不燃性の床上又は台上で使用すること。	条例第 18 条第 1 項 第 5 号	
故障し、又は破損したものを使用しないこと。	条例第 18 条第 1 項 第 6 号	
本来の使用目的以外に使用する等不適當な使用をしないこと。	条例第 18 条第 1 項 第 7 号	
本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。	条例第 18 条第 1 項 第 8 号	
器具の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。	条例第 18 条第 1 項 第 9 号	
燃料漏れがないことを確認してから点火すること。	条例第 18 条第 1 項 第 10 号	
2 日以上連続して露店等が開設される場合で、夜間等で無人となるときは、ボンベその他の燃料は持ち帰ること。	要綱第 16 条第 1 号	
2 日以上連続して露店等が開設される場合は、可燃物の持ち帰り、パトロールなどの放火防止対策を講じること。	要綱第 16 条第 2 号	

自主点検表

(電気を熱源とする器具) 条例第 21 条関係	根拠法令	確認
器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具を除く		
消火栓、防火水槽の投入口若しくは採水口又は消防用機械器具庫の出入口から 5 メートル以内に開設しないこと。	要綱第 4 条第 1 号	
消防自動車等の進入路等の付近に開設しないこと。	要綱第 4 条第 2 号	
防火対象物からの避難に支障を及ぼすおそれのある場所に開設しないこと。	要綱第 4 条第 3 号	
消火器の準備をして、使用方法を確認すること。	条例第 18 条第 1 項第 9 号の 2	
通電した状態でみだりに放置しないこと。	条例第 21 条第 1 項第 1 号	
安全装置は、みだりに取りはずし、又はその器具に不適合なものと取り替えないこと。	条例第 21 条第 1 項第 2 号	
可燃物からコンロ端までの距離（水平 15 cm 以上、上 1 m 以上）を確保すること。	条例第 18 条第 1 項第 1 号	
可燃性のガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。	条例第 18 条第 1 項第 2 号	
地震等により容易に可燃物が落下するおそれのない場所で使用すること。	条例第 18 条第 1 項第 3 号	
地震等により容易に転倒又は落下するおそれのないような状態で使用すること。	条例第 18 条第 1 項第 4 号	
不燃性の床上又は台上で使用すること。	条例第 18 条第 1 項第 5 号	
故障し、又は破損したものを使用しないこと。	条例第 18 条第 1 項第 6 号	
本来の使用目的以外に使用する等不適當な使用をしないこと。	条例第 18 条第 1 項第 7 号	
器具の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。	条例第 18 条第 1 項第 9 号	
たこ足配線を避け、電気配線の許容電流を厳守すること。	要綱第 12 条第 1 号	
コンセントの接続部分及び電気配線に照明器具等の荷重が掛からないようにすること。	要綱第 12 条第 2 号	
電気器具、コンセント等を屋外で使用する場合は、屋外用の延長コード等を使用すること。	要綱第 12 条第 3 号	
2 日以上連続して露店等が開設される場合で、夜間等で無人となるときは、ボンベその他の燃料は持ち帰ること。	要綱第 16 条第 1 号	
2 日以上連続して露店等が開設される場合は、可燃物の持ち帰り、パトロールなどの放火防止対策を講じること。	要綱第 16 条第 2 号	

自主点検表

(使用に際し火災の発生のおそれのある器具) 条例第 22 条関係	根拠法令	確認
消火栓、防火水槽の投入口若しくは採水口又は消防用機械器具庫の出入口から 5 メートル以内に開設しないこと。	要綱第 4 条第 1 号	
消防自動車等の進入路等の付近に開設しないこと。	要綱第 4 条第 2 号	
防火対象物からの避難に支障を及ぼすおそれのある場所に開設しないこと。	要綱第 4 条第 3 号	
消火器の準備をして、使用方法を確認すること。	条例第 18 条第 1 項第 9 号の 2	
可燃性のガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。	条例第 18 条第 1 項第 2 号	
地震等により容易に可燃物が落下するおそれのない場所で使用すること。	条例第 18 条第 1 項第 3 号	
地震等により容易に転倒又は落下するおそれのないような状態で使用すること。	条例第 18 条第 1 項第 4 号	
不燃性の床上又は台上で使用すること。	条例第 18 条第 1 項第 5 号	
故障し、又は破損したものを使用しないこと。	条例第 18 条第 1 項第 6 号	
本来の使用目的以外に使用する等不適當な使用をしないこと。	条例第 18 条第 1 項第 7 号	
器具の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。	条例第 18 条第 1 項第 9 号	
2 日以上連続して露店等が開設される場合で、夜間等で無人となるときは、ボンベその他の燃料は持ち帰ること。	要綱第 16 条第 1 号	
2 日以上連続して露店等が開設される場合は、可燃物の持ち帰り、パトロールなどの放火防止対策を講じること。	要綱第 16 条第 2 号	

自主点検表

<p>(液化石油ガスボンベの取扱い)</p> <p>要綱第9条関係</p>	根拠法令	確認
ボンベは、直射日光を避け、常に摂氏40度以下で使用する。	要綱第9条第1号	
安全弁が作動しなくなるので、横置きにしない。	要綱第9条第2号	
鎖等で転倒防止の措置を講じ、露店等の関係者以外の者がみだりに近づかない安全な場所に設置すること。	要綱第9条第3号	
1日の営業に必要な本数だけを配置し、1本当たりの容量は50キログラム未満とすること。	要綱第9条第4号	
器具及びゴム製のホースは、専用のものを使用すること。	要綱第9条第5号	
<p>ゴム製のホースは、ひび割れ等を点検し、劣化したものは使用しない。</p> <p>また、5メートル以内の適正な長さで使用し、ホースバンドその他これらに類するもので締め付けること。</p>	要綱第9条第6号	
ゴム製のホースは、継手などの器具を用いて接続しない。	要綱第9条第7号	
液化石油ガスは、空気より重く低所に滞留するおそれがあるため、屋外であってもガス漏れには十分注意すること。	要綱第9条第8号	

自主点検表

<p>(カセットこんろの取扱い)</p> <p>要綱第 10 条関係</p>	根拠法令	確認
<p>気体燃料を使用する発電機にあつては、自主点検表（その3）を確認すること。</p>		
<p>カセットボンベの装着部分を覆う調理器具は、カセットボンベが過熱され、爆発するおそれがあるので使用しないこと。</p>	要綱第 10 条第 1 号	
<p>カセットボンベは、取扱説明書の表示のとおり、正しく装着すること。</p>	要綱第 10 条第 2 号	
<p>カセットボンベは、直射日光及び火気等の近くを避け、内圧が上昇しない場所に保管し、常に摂氏 40 度以下で使用するこゝと。</p>	要綱第 10 条第 3 号	
<p>2 日以上連続して露店等が開設される場合で、夜間等で無人となるときは、ボンベその他の燃料は持ち帰ること。</p>	要綱第 16 条第 1 号	
<p>2 日以上連続して露店等が開設される場合は、可燃物の持ち帰り、パトロールなどの放火防止対策を講じること。</p>	要綱第 16 条第 2 号	

自主点検表

（発電機の取扱い） 要綱第 13 条関係	根拠法令	確認
液体燃料を使用する発電機にあつては、自主点検表（その 1）を確認すること。		
気体燃料を使用する発電機にあつては、自主点検表（その 3）を確認すること。		
事前に燃料を十分に給油すること。	要綱第 13 条第 1 号	
可燃性ガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。	要綱第 13 条第 2 号	
安定した平らな場所で使用すること。	要綱第 13 条第 3 号	
雨などの水が掛からない場所で使用すること。	要綱第 13 条第 4 号	
燃料漏れがないことを確認した後に使用すること。	要綱第 13 条第 5 号	
発電機の排気が、携行缶、ボンベ及び可燃性の物品に当たらないようにすること。	要綱第 13 条第 6 号	
発電機を稼働したまま移動させないこと。	要綱第 13 条第 7 号	
補給が必要になったときは、発電機を停止させ、風通しが良く、可燃性ガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で、周囲に人がいないこと及び火気の使用がないことを確認したうえで行うこと。	要綱第 13 条第 8 号	
燃料を補給するときは、漏洩、あふれ、飛散させないように注意すること。	要綱第 13 条第 9 号	
燃料が漏洩したときは、きれいに拭き取り、乾かしてから使用すること。	要綱第 13 条第 10 号	
取扱説明書をよく読み、記載内容のとおり使用すること。	要綱第 13 条第 11 号	
2 日以上連続して露店等が開設される場合で、夜間等で無人となるときは、ボンベその他の燃料は持ち帰ること。	要綱第 16 条第 1 号	
2 日以上連続して露店等が開設される場合は、可燃物の持ち帰り、パトロールなどの放火防止対策を講じること。	要綱第 16 条第 2 号	

自主点検表

<p style="text-align: center;">(危険物の取扱い)</p> <p style="text-align: center;">要綱第 14 条関係</p>	<p style="text-align: center;">根拠法令</p>	<p style="text-align: center;">確認</p>
<p>危険物の保管は、指定数量の 5 分の 1 未満の必要最小限の量とすること。</p>	<p>要綱第 14 条第 1 号</p>	
<p>危険物の保管は、消防法令に適合した携行缶等の容器を用いることとし、容器に破損、腐食、裂け目等がないか確認すること。</p>	<p>要綱第 14 条第 2 号</p>	
<p>携行缶等の容器は、直射日光及び火気等の近くを避け、温度や内圧が上昇しないようにすること。</p>	<p>要綱第 14 条第 3 号</p>	
<p>携行缶のキャップを開ける前には、圧力弁等を操作して減圧すること。 ただし、すでに直射日光等により高温になっている場合は、摂氏 40 度以下に温度が下がるまで減圧作業等の操作はしないこと。</p>	<p>要綱第 14 条第 4 号</p>	
<p>2 日以上連続して露店等が開設される場合で、夜間等で無人となるときは、ボンベその他の燃料は持ち帰ること。</p>	<p>要綱第 16 条第 1 号</p>	
<p>2 日以上連続して露店等が開設される場合は、可燃物の持ち帰り、パトロールなどの放火防止対策を講じること。</p>	<p>要綱第 16 条第 2 号</p>	
<p style="text-align: center;">(がん具用煙火の取扱い)</p> <p style="text-align: center;">要綱第 15 条関係</p>		
<p>がん用煙火を販売する露店等に対しては、たばこ等の火で容易に着火しないよう指導するものとする。</p>	<p>要綱第 15 条</p>	
<p>2 日以上連続して露店等が開設される場合で、夜間等で無人となるときは、ボンベその他の燃料は持ち帰ること。</p>	<p>要綱第 16 条第 1 号</p>	
<p>2 日以上連続して露店等が開設される場合は、可燃物の持ち帰り、パトロールなどの放火防止対策を講じること。</p>	<p>要綱第 16 条第 2 号</p>	

第15号様式

露店等の開設届出書

年 月 日			
船橋市消防局長 あて			
住所			
届出者			
氏 名			
⑩			
電話番号			
開設期間	自 年 月 日 至 年 月 日	開設時間	開始 時 分 終了 時 分
開催場所			
催しの名称			
開設店数		消火器の 設置本数	
現場責任者氏 名	電話番号		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考

- 1 法人又は組合にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 開設場所の案内図及び露店等の開設区域の略図を添付すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。